

「市川市民が安全で安心して快適に生活することができる環境の向上のためのカラス被害の防止等に関する条例（市川市カラス被害防止条例）」について

<条例の概要>

1. 施行日

平成 31 年 1 月 1 日

2. 目的

カラス被害対策を講じることで、市民が安全安心で快適な生活を送ることができる環境の向上に寄与する。

3. 基本理念

カラス被害対策は、市長、事業者、市民等がそれぞれの責務を認識し、相互に協力及び連携をして行う。

4. 各主体の責務：

- (1) 市長は、本条例の目的と基本理念に則りカラス被害対策指針を定め、これに沿った施策を実施する。
- (2) 事業者は、自らがカラス被害を発生させないようにすると共に、市の施策に積極的に協力する。
- (3) 市民等は、自らがカラス被害を発生させないようにすると共に、市の施策に積極的に協力する。

5. 集合住宅におけるカラス被害の防止及び低減

集合住宅の所有者等は、カラス被害を発生させないよう、ごみの集積場所の設置及び管理をしなければならない。

6. 集合住宅以外の住宅等におけるカラス被害の防止及び低減

ごみの集積場所を利用する集合住宅以外の住宅、事業所等の所有者等は、カラス被害を発生させないよう、ごみの適正な排出に努めるものとする。

7. 行政指導及び不利益処分

本条例に違反した場合、市から助言、支援、指導を受けることとなる。集合住宅の所有者等については、市の指導に従わない場合、勧告、改善命令を経て、最終的にその事実が公表されることとなる。